

人カクレーン等を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2021年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
2021	9	2 ～ 4	右前方から来たロールボックスパレットを左手でつかんで引っ張ろうとしたところ、つかみ損ね、勢い余って後方に転倒した。保護帽は着用していたが、あごひもの無い仕様であったため、転倒の途中で脱げ、後頭部を床面に直接打ち付けた。	40301	2	500 ～ 999
2021	11	14 ～ 16	設備解体工事において、高さ4.8mのローリングタワー2台の間に単管等を架け渡し、中央にチェンブロックを取り付けた設備により重量約1.08tの熱交換器の搬出作業を行っていたところ、バランスを崩して転倒し、付近で待機していた作業者が熱交換器の下敷きとなったもの。	30203	5	1～ 9
2020	8	10 ～ 12	労働者3名は、LNG基地現場から沖合に位置する荷役作業場の建設現場において、海面約3mの高さにつられたH型鋼を海面に降ろす作業を行っていた。同3名はH型鋼に浮き及びチェンブロックを取り付ける作業を行っていたが、突然、2か所あるチェンブロックのうち1か所が外れ、残り1か所も抜け落ち、H型鋼と一緒に3名とも転落しそのうち1名が死亡した。	30309	4	10 ～ 29
2019	6	14 ～ 16	商品の積卸を行うトラックバースにおいて、商品を満載にしたかご車（重量約500キロ）を人力（引き）で搬送中、当該バースから1メートル下のコンクリート面に転落し、かご車に積んでいた商品の下敷きとなり、2日後に死亡した。	80401	4	30 ～ 49
			被災者は、門型のつり上げ装置（チェンブロック、ワイヤロープ、滑			

2019	6	6 ～ 8	車等を組み合わせた人力装置）を用いて馬運車（4 t 平ボディトラックに箱を載せたもの）から箱を降ろす作業に従事していたところ、吊元部分の金具が木製の梁から抜け、箱全体が約1. 2 m落下、反動で箱の下に敷こうとしていた角パイプが折れ曲がり被災者に激突、跳ね飛ばされた被災者が後頭部から地面に倒れたもの。（保護帽の着用なし）	70101	4	10 ～ 29
2019	11	10 ～ 12	4名の労働者が給湯用タンクを設置するため、労働者1名が、門型の人カクレーンで当該タンク上部を吊りつつ、もう1名がタンク下部にスリングロープを結び付けてフォークリフトで引っ張っていた際、人カクレーン等作業状況を監視していた他の労働者2名中被災者が、倒壊した人カクレーンに激突され、死亡した。	30309	6	1～ 9
2018	8	12 ～ 13	工場内に設置された電動機のメンテナンス作業を行うに当たって、天井梁部分からチェーンブロックを用いてH鋼（レール）をつり、当該H鋼につり装置（チェーンブロックを取り付けたギヤードトロリー）を取り付け、当該装置で電動機の冷却器をつり、移動させていたところ、当該つり装置がレール端で止まらず、荷の前方にいた被災者に落下した。被災者は、荷に激突するとともに右大腿部が荷の下敷きとなった。	30302	4	10 ～ 29
2018	10	4 ～ 5	被災者は貨物自動車による運送業務中、配送先である宅急便センター内において、荷卸しのために貨物自動車の荷台からロールボックスパレット（約300 kg）をテールゲートリフターに移動させたところ、ロールボックスパレットがその端部で停止せず、テールゲートリフターから地上に飛び降りた被災者の上に落下し、下敷きとなった。	40301	4	30 ～ 49
2017	11	10 ～ 11	導水路整備工事のずい道内部において、二次覆工用の鋼管の運搬・据付に従事していた作業者が鋼管とセグメントの間に頭部をはさまれ死亡した。被災者は、仮吊りされた鋼管に枕木を設置し油圧ジャッキで高さ調整した際に位置ずれが発生したため、再度油圧ジャッキで鋼管を押し上げて枕木の据付位置を再調整していたところ鋼管が不意に横ずれして挟まれた。	30102	7	30 ～ 49
		10	重量2. 5 tの旋盤をトラックから降ろし、指定場所へ置く作業中、当			30

2017	12	～	11	該旋盤をジャッキで上げ、旋盤の下に設置した台木を鉄製ブロックに入れ替える際に旋盤が転倒し、作業員2名が下敷きとなった。	50101	4	～	49
2016	10	～	17 18	野外支援車（以下、トラック）修理作業において、トランスミッションを取り外すためにトラックの前方を工場据付けのジャッキ、後方を可搬式ジャッキにて持ち上げ、トランスミッションを外してトラック脇に置き、トラックを下ろそうとしたところ、何らかの理由により後方の可搬式ジャッキが下りたため、リアバンパーと床面との間にいた被災者が挟まれ、胸部圧迫等により死亡した。	11701	7	～	30 49
2016	11	～	19 20	被災者は、店長とともに災害発生現場にて、自動車マフラーの取り替え作業に着手した。店長は、パンタグラフジャッキにて車体後部を浮かせ、左側サイドバンパー中央付近にウマを設置し、車輛の両後輪を外した。被災者は、車体の下に右側から入り、マフラーのフランジ部分に取り付けられていたナットをスパナで緩めていたところ、車体が揺れたはずみでジャッキが外れ車体が地面に落下し車体の下敷きになった。	80202	4	～	10 29
2015	3	～	11 12	自社で所有する積載車のバックカメラの調子が以前から悪いことから、バックカメラの交換を被災者は行おうとしていた。配線の確認をするため、油圧ジャッキで車体を持ち上げ、ウマを車体にかませるため車体の下に入ったところ、油圧ジャッキの圧が抜けて車体の下がりタイヤと地面に胸をはさまれたもの。	80202	7	1～	9
2015	12	～	13 14	マンションの修繕現場において単管本足場の解体中、上部から滑車により足場板をおろしていたところ足場板が落下し、地上で作業していた被災者に激突したもの。	30201	4	1～	9
2013	3	～	12 13	自社の駐車場で、ジャッキで持ち上げたパッカー車の下にもぐり、グリースを充てんする作業を行おうとしていた際、ジャッキが外れパッカー車が後進してしまい、パッカー車の下敷きとなった。	150101	7	～	50 99
			13	作業員6名により、変電所の既設建物内に配電盤（重さ750kg）を設置する作業において、当該配電盤をナイロンスリングで玉掛し、チェーンブロック（つり上げ荷重1t）を2台使用（フック同士を			～	1～

2013	9	～ 14	シャックルでつなぎ合わせた状態で使用)して巻き上げ、横行させようとしたところ、フックからナイロンスリングが外れて配電盤が落下し、当該配電盤を押さえていた被災者がその下敷きになった。	30301	4	9
2012	6	12 ～ 13	河川地下を横断する延長1000mのシールド工事において、シールドマシンを到達坑内で解体作業中、マシンから重さ約1.2 tのベアリング部品を引き抜く作業を坑内壁に取り付けたチェンブロック2台と、転倒防止のためにシールドマシン上部に取り付けたレバブロックで行っていた際、レバブロックのチェーンが外れて同部品が転倒し、チェンブロックで作業を行っていた被災者2名を直撃した。	30102	5	30 ～ 49
2011	12	2 ～ 3	駅付近の軌道の分岐器（複数の軌道を切り替える装置。本設のレールと枕木が一体になっている）の設置作業において、分岐器を仮設レールで運び、分岐器を4台の吊上器で4点で持ち上げ、仮設レール等の撤去を行っていたところ、吊上器が倒れ、ずい道内の壁側付近にいた労働者3名が、倒れてきたレール及び枕木と壁の間にはさまれ被災したもの。そのほか、分岐器の上にいる労働者1名が転倒し被災したもの。	30104	5	10 ～ 29
2009	1	9 ～ 10	ケーソン内部のボトムドア（直径1710mm、重量830kg）の取り外しのため、当該ボトムドアの下部において通し穴の蓋を固定しているボルトを外す作業をしていたとき、ボトムドアをつり上げていたチェンブロック（つり上げ荷重2t）のチェーンが破断しボトムドアが落下し、下敷きとなった。	30105	4	100 ～ 299
2008	1	11 ～ 12	建築工事現場（設備据付工事）で、製造ラインの制御盤（重さ700kg）をチェンブロックを使ってつり上げた。その後、横方向に移動させるため、違うチェンブロックで横引きしていたところ、垂直用フックから荷のチェーンがはずれて下で作業していた作業者が下敷きとなった。	30302	4	1～ 9
2008	9	13 ～ 14	金属製建設機械部品の枠内に手動式油圧ジャッキの可動部と円柱状の金属棒を設置し、手動式油圧ジャッキを用いて対面する側面の板材を外側に引き伸ばしていたところ、ジャッキと金属棒の接触位置がずれ、金属	11301	4	10 ～ 29

			棒が外れて飛来して被災者を直撃した。			
2007	8	16 ～ 17	建設工事において、配管（内径60cm、長さ約8m、重量約800kg、2箇所枝部分あり）を取り付けるため、作業員2名でつり上げ荷重1tのチェンブロック4つを使用し巻き上げ、取付位置を合わせていた際に突然配管が振れて近くにいた被災者に激突し、仮付けしていた別の配管との間にはさまれた。	30302	6	1～ 9
2006	12	11 ～ 12	PC桁架設現場においてコンクリート桁（71.7t）を移動式クレーン（つり上げ荷重160t）と門型架設機（チェンブロック2×30t）の相吊りで移動していたところ、門型架設機が倒壊し桁上にいた被災者その他の労働者が桁と一緒に落下、被災者が桁の下敷きとなった。また、門型架設機の脚部において横行の操作をしていた労働者二人も門型架設機倒壊の際被災した。	30105	5	1～ 9
2006	1	11 ～ 12	紡績用カード機のシリンダー（直径1.23m、重量約1t）をチェンブロック2基を備えた鳥居型の搬送装置（高さ2.38m、幅約4m、両脚部には鳥居面を正面にして前後方向に車輪が設けられている）を用いて吊り上げ、作業員4名で、鳥居面に対して直角方向に移動させたところ、覆いのあるピット上で木製の覆いが破断等し、そのため搬送装置全体が進行方向に倒れ、同装置梁部分が被災者を直撃した。	11702	6	1～ 9
2006	4	9 ～ 10	労働者が出社したところ、店舗シャッター前で被災者が地面と小型乗用車の間に挟まれているのを発見した。被災者は一人で小型乗用車の右前方部を軽自動車用ジャッキで持ち上げてタイヤを外し、車両下部で整備作業を行っていた。	80202	7	1～ 9
2006	3	10 ～ 11	伐出夫3名が、高さ22.3m、胸高直径52.5cmのムクノキの立木の上部にワイヤロープを巻き付け、手動ウィンチで牽引しながら、チェーンソーを用いて当該立木の地上66cmの部分を切断して伐倒したところ、当該伐倒木と根株の間のつるが切断されなかったため、当該伐倒木を手動ウィンチで牽引したまま、被災者がチェーンソーを用いて当該つるを切断したところ、当該伐倒木がロープに引っ張られて動き、	30199	6	10 ～ 29

			被災者に激突した。			
2004	7	17 ～ 18	建造中の貨物船内で、エンジン（重量590 t）据付作業のため、油圧ジャッキを用いて高さの微調整を行っていたところ、エンジンと油圧ジャッキの間に高さ調整のため入れた鋼材（コマピース：直径7cm、高さ6cm）がジャッキの圧力により潰れて弾き飛び、被災者を直撃した。	11501	4	300 ～
2003	5	19 ～ 20	油圧式ジャッキで乗用車（重さ約760kg）を上げて、仰向けの状態で台車に乗って車体下の修理作業を1人で行っていたときに、首付近を車体と台車との間にはさまれた。	80202	7	1～ 9
2003	4	16 ～ 17	工場内のごみ焼却炉解体工事で、焼却室内の鋼製煙道（長さ2.75m、径0.9m、質量約500kg）を架台から取外すため、煙道の片端と中央を天井のフレームからチェーンブロックとワイヤでつり、片側端を車両系建設機械（ブレーカ）で手前にずらして降ろそうとしたときに、片側のチェーンブロック上部フックが外れて煙道が落下し、下方で誘導をしていた者が下敷になった。	30209	4	1～ 9
2003	2	15 ～ 16	海外の橋架替工事で、PC工事部分の技術援助のための出張作業中に桁架設作業に立ち会っていたところ、桁をつっているチェーンブロックのチェーンが動かなくなったので、現地の作業員に点検作業を指示していたときに、突然チェーンが解放されてチェーンが頭部に当たった。	170209	4	100 ～ 299
2002	4	11 ～ 12	焼却炉の扉を取り付けるため、扉（約800kg、105×184×23cm）を焼却炉本体に取り付けていたワイヤーロープに吊るしていたところ、レバーブロック（手動：つり上げ荷重1.5t）のチェーンが切れて扉が落下してきて下敷きになった。	170209	4	10 ～ 29
2002	4	16 ～ 17	整備工場で2t車の排気ガス漏れ修理のため、同僚が油圧ジャッキを持ち上げているときにジャッキが外れたため、車体の下で点検中の者が車とコンクリート床との間に挟まれた。	40301	7	50 ～ 99
2001	6	14 ～ 15	箱型土運船の船倉内の排水管の引き込み作業で、2名がパイプ(高さ175cm)の上に乗ってチェーンブロックを引いていたところ、突然パイプが激しく動き床に墜落した。	11501	6	10 ～ 29

2001	4	13 ～ 14	閉鎖した紡績工場内から紡績機械を搬出するため、同僚と2人で人力式ジャッキを使用し紡績機械をジャッキアップしていたときに、機械が倒れその下敷きになった。	50101	5	1～ 9
2001	3	10 ～ 11	トラックの3ヶ月点検のため整備工場において後輪の車軸をジャッキアップし右後輪のブレーキの調整をしていたところ、ジャッキと車軸の接触面がズレて車体が落下しジャッキと車体の間に挟まれた。	40301	7	100 ～ 299
2000	2	8 ～ 9	坑道を閉鎖するコンクリートミルク製造で、エアブロックを使用してフライアッシュの入ったコンテナバックを吊り上げ、ホッパー投入口に上半身を乗り出してフライアッシュ投入作業をしていたときに、エアブロックのフックが外れてコンテナバックが落下し、コンテナバックとホッパーの縁との間に上半身を挟まれた。	20101	7	10 ～ 29
2000	9	14 ～ 15	フォークリフトの修理を行うため、カウンターウエイト下部にエアージャッキを入れてジャッキアップし、水漏れを確認するために仰向けになって体の右半身をフォークリフト左後部の下に入れていたときにエアージャッキが外れたため、頭部がフォークリフトの車体とコンクリート床面との間にはさまれた。	11702	7	10 ～ 29
2000	9	17 ～ 18	配電盤等の搬入作業終了後、使用機材の門型治具をチェーンブロックで傾斜吊りして、4階から1階へ降ろそうとしたときに、治具がマシンハッチ方向に振れたため、それに背中を押されてマシンハッチから18m下の1階床にたたきつけられた。	30302	1	100 ～ 299
1999	12	10 ～ 11	茶の包装機(450Kg)を2F作業場へ据付けるため1tチェーンブロックで機械を持ち上げて移動していたときに、フックから取付ロープが外れて階段上に居た者へ当たり、そのまま機械とともに転落した。	11301	4	30 ～ 49
1999	3	10 ～ 11	工場において、約800kgの機械をトラックパネルに乗せて移動しようとしてジャッキアップしていたときに、機械が倒れその下敷きになった。	11209	5	1～ 9
			キューポラの定修に伴う炉床の解体作業で、底部より炉床砂の塊をピッ			

1999	1	15	ト内に落とすため、ワイヤーをかけてチェーンブロックにより引よせて	30309	6	10
		16	いたところ、同塊がピット内に落ちたためチェーンが振れて近くに吊ら			～
			れていたピットの蓋を跳ね上げ、ピット蓋と後方にあった鋼製のパイプ			29
			との間に胸部を挟まれた。			

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_29.html